

令和5年度東かがわ市住民税課税者の扶養世帯 (非課税世帯等) 臨時特別給付金のご案内

<p>支給対象世帯</p>	<p>令和5年12月1日(基準日)時点において、東かがわ市に住民登録があり、かつ、住民税所得割が課税されていない者又は市町村の条例で定めるところにより住民税所得割を免除された者である世帯のうち、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯</p> <p>(ア) 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」(令和5年6月1日基準日、3万円)の支給対象世帯</p> <p>(イ) 令和5年12月1日基準日で新たに住民税課税者の扶養世帯になった世帯</p> <p>(ウ) (ア)に該当する世帯のうち、給付金(3万円)を受給していない世帯</p>
<p>申請方法</p>	<p>上記(ア)の世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 「支給のお知らせ」を送付します。 振込先口座の変更がある場合のみ福祉課まで連絡ください。 <p>上記(イ)の世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 市役所から確認書を送付します。 確認書の内容を確認し、必要事項を記入して、返信してください。 <p>上記(ウ)の世帯</p> <p>ホームページから申請書をダウンロード・印刷し、必要事項を記入して提出する、または福祉課までお越しください。</p>

次のページへ続きます

<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">支給額</p>	<p>上記（ア）の世帯 1世帯 7万円</p> <p>上記（イ）の世帯 1世帯 10万円 ※同様の趣旨の給付金（3万円）をすでに他市町村で受給した世帯は7万円とします。（ただし、自治体によって給付額が異なる場合があります。）</p> <p>上記（ウ）の世帯 1世帯 3万円</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">申請期限</p>	<p>令和6年3月29日（金）まで</p>

給付までの手続き

上記（ア）の世帯

【支給のお知らせ】が到着

受取口座等に変更がない場合は手続き不要です。

【受取口座の変更・辞退の場合】
 福祉課まで連絡ください。

上記（イ）の世帯

【確認書】が到着

申請期限までに確認書の内容を確認し、必要事項を記入して必要書類を添付し返信してください。
 詳細については届いた書類をご確認ください。

上記（ウ）の世帯

申請が必要

次のいずれかの方法で申請期限までに申請してください。

- ①ホームページから申請書をダウンロードし・印刷し、必要事項を記入して提出してください。
- ②福祉課まで本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）・受取口座を確認できる書類（通帳・キャッシュカード）の写しを持って福祉課までお越しください。

ただし、同様の趣旨の給付金をすでに他市町村で受給している世帯は対象外です。
 ※自治体によって、給付額が異なる場合があります。

お問い合わせ先・提出先

東かがわ市湊1847番地1
 東かがわ市役所市民部福祉課臨時特別給付金担当



0879-26-1228 受付時間 8:30~17:15（平日のみ）